新競漕規則・細則の主な改正点

（公社）日本ボート協会

|  |  |
| --- | --- |
| 条　文 | 改　正　点 |
| 規則第２条 | （新規）ボート競技に関する用語の定義を別表「定義等一覧表」に示す。 |
| 規則第８条第１項第２号  同細則 | （変更）競漕レーンの幅の標準を１３.５ｍから１２.５ｍとする。  （新規）航行規則違反は罰則の対象とする。 |
| 規則第１０条第３項 | （新規）バウボールを取り付けていない艇、又は、ヒールロープを固定していない艇で出漕したクルーは失格とする。 |
| 規則第１１条第３項 | （新規）艇計量の結果、違反クルーはそのレースの最下位とする。また、記録はBUW（Boat　Under　Weight）とする。 |
| 規則第２０条 | （新規）警告・罰則等について体系的に整理する。「指導」は軽微なルール違反の場合に与えるもの。警告は、「注意」（これまでのレース中の主審からの警告）、「イエローカード」（これまでの処分に繋がる警告）、「レッドカード」（これまでの警告２回による除外。処分はこれまでの失格に相当）の３段階に規定し、イエローカード・レッドカードを提示する。  （新規）艇計量の結果、違反クルーはそのレースの最下位とする。また、記録はBUW（Boat　Under　Weight）とする。 |
| 規則第２５条第１項  同条第１項細則第１項 | （変更）舵手の性別は問わないものとする。男女の規定体重はこれまで通りとするが、デッドウェイトの上限を１５Ｋｇに引き上げる。  （変更）舵手の計量時の服装は、ユニフォームとし、一部装着が認められたパーソナルアイテムを含め、帽子、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下等を除く（定義等一覧表「ユニフォーム」参照）。  （新規）従来のように男子種目には男子舵手、女子種目には女子舵手とする場合は、大会要項で定める。 |
| 規則第２６条第１項 | （変更）漕手の計量時の服装は、舵手の規定と同じ。 |
| 規則第２９条第４項 | （新規）棄権したクルーは、以後のラウンド（同一種目における予選、敗者復活、準々決勝、準決勝及び決勝等の各競漕ステージのこと）に進めない。ただし、決勝レースもしくは順位決定レースの棄権は、当該レースの最下位とする。 |
| 規則第３０条細則第１項 | （新規）柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一されたユニフォームとは認められない。 |
| 規則第３５条  同細則 | （新規）スタートエリア、スタートライン、フィニッシュラインでのクルーの動きを規制する。  （変更）レースの100メートル手前からレース艇が通過するまでの停止は、規則では規定せず、大会要項もしくは代表者会議により決められる。 |
| 規則第３６条第２項 | （新規）競漕委員会もしくは審判長の判断で、試合中に使用するレーンを変えることができる。 |
| 規則第３９条第１項 | （新規）スタートの分読みは、英語以外認められていなかったが、代表者会議等で告知すれば日本語で行うことができる。 |
| 規則第４０条第２項  同条第４項第２号 | （変更）フォルススタートを認めたときは、発艇・主審の他に線審も、直接、当該レースを中止させることができる。  （新規）フォルススタートを引き起こしたクルーとその艇・クルーの動きに誘発されたクルーを区別し、前者にはイエローカードを与え、後者は処分しない。 |
| 規則第４１条 | （新規）適切なスタートではないときの責任がクルーにない場合、「正常でないスタート」と認定し、スタートをやり直す。 |
| 規則第４２条 | （新規）スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審又は発艇員に直接異議を申し立てることができる。 |
| 規則第４５条細則 | （新規）レース中、主審艇が遅延クルーを追い越す場合がある。 |
| 規則第４７条第１項第１号  同条第２項 | （新規）レースにおいて不問とされても、責任のあるクルーにはイエローカードが与えられることがある。  （新規）再レースの対象は着順に影響があったクルーのみとする。 |
| 規則第５０条 | （変更）レースに参加したクルーは、レース中に受けた損傷、レース中の不可抗力による不利益や影響、または艇の故障を理由にレースの延期または無効を主張することはできない。 |
| 規則第５４条第１項 | （変更）スタートした各クルーは、その艇首がフィニッシュラインに到達したとき、そのレースを漕了したものとする（これまでは決勝線を「通過」したとき）。 |
| 規則第５７条第４項  同細則 | （変更）全種目において、漕手が落水したとき、自力で乗艇し、フィニッシュラインに到達した場合には着順を認める。  （新規）漕手が落水した場合、安全及び健康面並びにレース運営上の支障等を考慮し、漕手の意思・意向に関わらず主審は救助を優先させることがある。 |
| 規則第５９条第１項  同項第１～３号 | （変更）レース未漕了のクルーはレッドカード（除外）となるが、決勝、順位決定戦では最下位の順位となる。  （変更）着順表の記録は、棄権・放棄・発艇定刻遅れのクルーは「DNS」、発艇号令で発艇しなかったクルーは「DNS」、レースを自ら途中中止、又はフィニッシュライン未到着のクルーは「DNF」とする。 |
| 規則第６１条 | （変更）レース中、伴走、又はクルーに助言等を与えた場合、クルー関係者及び当該クルーにイエローカードその他の相応のペナルティーを科すことができる。 |
| 規則第７４条第１項 | （変更）レースに関するクルーから審判に対する異議申立は、当該審判（第一段階）、不服審査委員会（第二段階）、裁定委員会（第三段階）の順とする。 |